

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成28年3月30日京都市条例第38号）（教育委員会事務局総務部総務課）

学校教育法の一部改正に伴い、京都市乗合自動車旅客運賃条例ほか17条例について、規定を整備することとしました。

この条例は平成28年4月1日から施行することとしました。ただし、京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例の一部改正については公布の日から施行することとしました。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第38号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部改正)

第1条 京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「大学」の右に「若しくは高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）」を加え、「これ」を「これら」に改め、同項第3号中「高等学校若しくは中学校」を「中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部又は高等部に限る。）若しくは高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）」に改め、同項第4号中「小学校若しくは幼稚園」を「幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（幼稚部又は小学部に限る。）」に、「通学し、又は通園する」を「通園し、又は通学する」に改める。

(京都市青少年科学センター条例の一部改正)

第2条 京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の右に「義務教育学校の後期課程、」を加え、同条第4項第7号ア中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程、」を加え、同号イ中「中学校（」の右に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

(京都市児童館及び学童保育所条例の一部改正)

第3条 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第5条中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程、」を加える。

(京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部改正)

第4条 京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「大学」の右に「若しくは高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）」を加え、「これ」を「これら」に改め、同項第3号中「高等学校若しくは中学校」を「中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、

特別支援学校（中学部又は高等部に限る。）若しくは高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に、「これ」を「これら」に改め、同項第4号中「小学校若しくは幼稚園」を「幼稚園，小学校，義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（幼稚部又は小学部に限る。）」に、「これ」を「これら」に、「通学し，又は通園する」を「通園し，又は通学する」に改める。

（京都市障害者スポーツセンター条例の一部改正）

第5条 京都市障害者スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

別表備考3中「「小学校」には」の右に「，義務教育学校の前期課程」を加え，同備考4中「「中学校」には」の右に「，義務教育学校の後期課程」を加える。

（京都市元離宮二条城条例の一部改正）

第6条 京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項第1号中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程，」を加え，同項第2号中「中学校（」の右に「義務教育学校の後期課程，」を加える。

（京都市動物園条例等の一部改正）

第7条 次に掲げる条例の規定中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程，」を，「中学校（」の右に「義務教育学校の後期課程，」を加える。

- (1) 京都市動物園条例第4条第3項第2号
- (2) 京都市野外活動施設花背山の家条例第8条第2項第1号
- (3) 京都市学校歴史博物館条例第6条第3項第5号
- (4) 京都市宝が池公園運動施設条例第11条第1号
- (5) 京都市宇多野ユースホステル条例第8条第3項第1号

（京都市西京極総合運動公園条例の一部改正）

第8条 京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考5中「「小学校」には」の右に「，義務教育学校の前期課程」を加え，同備考6中「「中学校」には」の右に「，義務教育学校の後期課程」を加える。

（京都市美術館条例の一部改正）

第9条 京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

第5条第5項第1号中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程，」を加え，同項第2号中「中学校（」の右に「義務教育学校の後期課程，」を加える。

（京都市建築基準条例の一部改正）

第10条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第32条第1項第4号中「小学校」の右に「，義務教育学校（後期課程のみの用に供する施設を除く。）」を加える。

（京都市宇津峡公園条例の一部改正）

第11条 京都市宇津峡公園条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の右に「義務教育学校の後期課程，」を加える。

別表第2備考2中「「小学校」には」の右に「，義務教育学校の前期課程」を加える。

（京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部改正）

第12条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の右に「義務教育学校の後期課程，」を加える。

別表第2備考1中「「小学校」には」の右に「，義務教育学校の前期課程」を加え，同備考2中「「中学校」には」の右に「，義務教育学校の後期課程」を加える。

（京都市自転車安心安全条例の一部改正）

第13条 京都市自転車安心安全条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び高等学校」を「，義務教育学校，高等学校及び中等教育学校」に改める。

（京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例の一部改正）

第14条 京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例（平成27年1月5日京都市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例第3条第3項の改正規定中「同項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から」を「同項第1号を削り，同項第2号中「小学校（」の右に「義務教育学校の前期課程，」を加え，同号を同項第1号とし，同項第3号中「中学校（」の右に「義務教育学校の後期課程，」を加え，同号を同項第2号とし，同項第4号から」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。ただし，第14条の規定は，公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）